

◎新潟県告示第941号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
須藤 謙亮	耳鼻咽喉科	須藤医院	三条市元町8-5	H25. 5. 21
田村 倫太郎	内科	上越市国民健康保険 牧診療所	上越市牧区柳島437	H25. 6. 27